

建設工事の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の引上げについて

町では、建設工事の発注に当たり、公正な競争と適正な価格での契約を推進するため、平成28年5月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。
(平成28年5月1日以降の入札公告又は指名通知の案件に適用します。)

記

1 建設工事に係る入札における最低制限価格の引き上げについて

適正な価格での契約を推進するため、建設工事に係る最低制限価格の設定基準のうち、現場管理費の割合を上げます。

(対象) 2,500万円未満の建設工事

(改正後の算定方法)

最低制限価格は、次に掲げる額の合計額に消費税(8%)を加算した額とします。ただし、上限は設計額の90%、下限は設計額の80%です。

- (1) 直接工事費の95%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の90%の額 (改正前80%の額)
- (4) 一般管理費の55%の額

2 建設工事に係る入札における低入札価格調査基準価格の引き上げについて

適正な価格での契約を推進するため、建設工事に係る低入札価格調査基準価格の設定基準のうち、現場管理費の割合を引き上げます。

(対象) 2,500万円以上の建設工事

(改正後の算定方法)

低入札価格調査基準価格は、次に掲げる額の合計額に消費税(8%)を加算した額とします。ただし、上限は設計額の90%、下限は設計額の80%です。

- (1) 直接工事費の95%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の90%の額 (改正前80%の額)
- (4) 一般管理費の55%の額